

うるま市民無料相談所の開設

◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

【と き】毎月第2木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】石川庁舎（1階市民相談室）

【受付】市民ロビー 午後1時受付開始

【と き】毎月第4木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】本庁（1階市民相談室）

【受付】2階市民生活課 午後1時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、各相談所とも先着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。

なお、窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご了承ください。

◆人権・行政合同相談所

【と き】3月18日（火） 午前10時～午後4時

【ところ】与那城庁舎3階 第3会議室

◆消費者相談

【と き】毎週水曜日 午前10時～午後4時

【ところ】市役所本庁1階市民相談室

【人権相談】

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題でお困りの方。

【行政相談】

国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。

【消費者相談】

マルチ商法やSF商法（沖縄では「ハイハイ学校」）などの悪質商法、架空請求や金融問題（多重債務）等に対するトラブル等について消費生活専門員が対応します。市民の皆さん一人でも悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

連絡先：市民生活課 ☎ 973-5487

中部衛生施設組合への土曜日尿受入は午前11時30分までです

環境課

☎ 973-5594

平成20年4月1日からし尿処理場（中部衛生施設組合）への土曜日尿受入が午前11時30分までとなります。浄化槽及び汲み取りを依頼する際は、し尿処理場の受入時間を考慮しながら許可業者へ依頼してください。



第8回特別弔慰金の請求はお済みですか？（受付期間が終了します。）

市民生活課

☎ 973-5487

戦没者の死亡当時のご遺族で平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に第8回特別弔慰金が支給されます。

【支給対象者】対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族1人です。

- 1 弔慰金受給者
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者と生計をともにしていた方で、かつ戦没者と氏が同じである
①父母 ②孫 ③祖父母
- 4 兄弟姉妹

4 前記1から3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

5 前記1から4以外のご遺族で戦没者等の死亡時まで引続き1年以上生計をともにしていた三親等内の親族（甥姪・叔父叔母等）

【支給内容】額面40万円、10年償還の記名国債

【請求期限】請求期限は平成20年3月31日です。（この期日内に請求を行わないと、時効により権利が消滅することになりますのでご注意ください）



平成20年4月から 高齢者の医療制度がかわります。

国民健康保険課

☎ 974-3111

【70～74歳の方の窓口負担】

原則、医療費の2割負担となります。（上位所得者は3割負担）

ただし、制度施行後、平成20年4月～平成21年3月までの1年間、2割負担の方はお医者さんにかかったときの自己負担割合が1割に据え置かれます。

※据え置き期間中も現役並み所得がある方の自己負担割合は3割です。また、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

参考：現役並み所得者

月収28万円以上（サラリーマンの場合）
課税所得145万円以上の高齢者

平成20年4月からご利用頂く新しい高齢受給者証は、同年3月末に対象者（70～74歳の方）の自宅（国保に届け出ている住所）に郵送予定です。

現在お持ちの高齢受給者証と差し替えてご利用ください。

